

成田市地域防災計画

平成 29 年度修正
(素案)

災害応急対策編 一 風水害等対策計画

成田市防災会議

目 次

第2章 風水害等対策計画	風-1
第1節 災害応急活動体制	風-1
1 市職員の配備	風-1
2 警戒体制	風-2
3 非常体制	風-3
4 災害対応拠点設置予定場所	風-3
5 災害対策本部廃止後の体制	風-3
第2節 災害救助法の適用	風-3
第3節 情報の収集・伝達	風-4
1 通信の確保	風-4
2 災害情報の収集・伝達	風-4
3 情報のとりまとめ、報告	風-11
4 広報活動	風-11
5 報道機関への対応	風-11
6 住民相談	風-11
第4節 救急救助・消防・水防活動	風-12
1 救急救助活動	風-12
2 消防活動	風-12
3 水防活動	風-12
第5節 土砂災害対策	風-15
1 警戒・避難体制	風-15
2 各種応急活動	風-16
第6節 竜巻等の突風対策	風-17
1 情報伝達	風-17
2 各種応急活動	風-17
第7節 雪害対策	風-18
1 大雪情報の収集・周知	風-18
2 雪害対策	風-18
第8節 災害警備・防犯対策	風-19
第9節 交通の確保・緊急輸送	風-19
第10節 避難対策	風-20
1 避難勧告等	風-20
2 自主避難所	風-25
3 避難誘導	風-25
4 避難所の開設	風-25
5 避難所の運営	風-25
6 広域一時滞在	風-26
第11節 応急医療・救護活動	風-26
第12節 防疫・清掃・廃棄物処理	風-26
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	風-26
第14節 生活救援	風-26
第15節 二次災害の防止	風-27
第16節 災害派遣・応援要請	風-27
第17節 ライフライン施設等の応急対策	風-28

1 上水道施設	風-28
2 下水道施設	風-28
3 電力施設	風-28
4 ガス施設	風-29
5 通信・放送施設	風-29
6 道路・橋梁	風-30
7 鉄道施設	風-30
8 空港施設	風-30
9 その他の公共施設	風-30
第18節 保育・文教対策	風-30
第19節 住宅対策	風-30
第20節 ボランティアへの対応	風-30
第21節 要配慮者への対応	風-30
第22節 帰宅困難者等対策	風-31
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	風-31
2 大規模集客施設、駅等における対応	風-31
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	風-31
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-31
5 徒歩帰宅支援等	風-32

第2章 風水害等対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	担当
1 市職員の配備	市各部
2 警戒体制	市各部
3 非常体制	市各部
4 災害対応拠点設置予定場所	市各部
5 災害対策本部廃止後の体制	市各部

■対策の基本方針

- 災害時に柔軟な初動対応を可能とするため、災害対策本部は部を単位として活動する。
- 気象警報、注意報等の発表状況により、配備基準に応じた活動体制をとる。
- 職員は、配備基準及び事務分掌を把握し、勤務時間外にも速やかに参集し災害応急活動に着手できるようにする。

1 市職員の配備

(1) 配備基準

市職員は、以下の配備体制をとる。

■市職員の配備基準

配備種別	配備基準	本部の設置
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨注意報が発表され、今後警報に切り替わる可能性が高いと示唆されたときで、市長が必要と認めた場合 ○ 市域に以下の警報が1以上発表され、災害の発生が予想される時 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ○ 市が台風の暴風域に入ることが見込まれるときで、市長が必要と認めた場合 ○ 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき ○ その他災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき 	本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に特別警報（大雨、暴風）が発表され、本部長が必要と認めたとき ○ 市域に局地的災害が予想される時 ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき 	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域の複数地区で災害の発生が予想される時 ○ 市域で局所的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域全域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき 	

(2) 職員の服務

「災害応急対策編 第1章 第1節 1 (2)職員の服務」に準ずる。

(3) 職員の配置

「災害応急対策編 第1章 第1節 1 (3)職員の配置」に準ずる。

2 警戒体制

警戒体制は、市域において気象注意報・警報等が発表され、風水害の危険性がある場合に設置される体制であり、危険区域における巡視、関係機関との連絡調整等の活動を行う。

(1) 警戒体制の配備

「災害応急対策編 第1章 第1節 2 (1)警戒体制の配備」に準ずる。

(2) 職員の動員

市が配備体制を通知する場合は以下のように行う。

ア 勤務時間内の動員

「災害応急対策編 第1章 第1節 2 (2)職員の動員」に準ずる。

イ 勤務時間外の動員

「災害応急対策編 第1章 第1節 2 (2)職員の動員」に準ずる。

ウ 避難所担当職員の動員基準及び任務

市は、以下の状況に該当する場合、避難所担当職員を各避難所に派遣し、施設管理者、自主運営組織（避難所運営委員会）等と連携して、避難所開設・運営の支援を行う。

■避難所担当職員の動員基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発表され、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めたとき○ 住民から事前避難の要望があり、自主避難所の開設の必要があると本部長が認めたとき○ そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認めたとき |
|---|

■避難所担当職員の主な任務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所の安全確認及びその周辺の被害状況の確認に関すること。○ 避難所の開設に関すること。○ 避難者の受入れに関すること。○ 成田市災害対策本部と避難所との連絡調整等に関すること。○ 避難所運営の支援に関すること。○ 災害対応上必要な事項に関すること。 |
|--|

(3) 参集時の留意事項

「災害応急対策編 第1章 第1節 2 (3)参集時の留意事項」に準ずる。

(4) 警戒体制の解除

指揮者は、気象警報等が解除され、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと判断したときは、各部署と協議のうえ、警戒体制を解除する。

3 非常体制

市長は、市域で風水害等による災害が発生し、又は発生が予測される場合、非常体制をとり、災害対策基本法第23条第1項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。

以下、「災害応急対策編 第1章 第1節 3非常体制」に準ずる。

4 災害対応拠点設置予定場所

「災害応急対策編 第1章 第1節 4災害対応拠点設置予定場所」に準ずる。

5 災害対策本部廃止後の体制

「災害応急対策編 第1章 第1節 5災害対策本部廃止後の体制」に準ずる。

第2節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「災害応急対策編 第1章 第2節 災害救助法の適用」に準ずる。

第3節 情報の収集・伝達

項目	担当
1 通信の確保	対策本部事務局、消防本部、県、銚子地方気象台、警察
2 災害情報の収集・伝達	総務部、財政部、県、印旛地域振興事務所
3 情報のとりまとめ、報告	市各部
4 広報活動	対策本部事務局、企画政策部、報道機関
5 報道機関への対応	企画政策部
6 住民相談	市民生活部

■対策の基本方針

- 台風等の災害要因の時間的推移に応じて、住民への状況変化等の伝達に努める。
- 災害情報の伝達の手段や方法、伝達ルール等の明確化を図るとともに、写真や映像等の災害記録の収集・整理に努める。
- 被害が発生した場合、第1報は覚知後30分以内に県及び総務省消防庁に連絡する。
- 対策本部事務局を拠点として被害発生後おおむね3時間以内に地域の災害情報を収集できる体制を整える。

1 通信の確保

風水害においては、台風等の災害要因の時間的推移に応じて、状況の変化を住民に伝えることが重要である。そのため、市は、多様な情報手段を用いて住民に伝達する。通信の確保については、「災害応急対策編 第1章 第3節 1通信の確保」に準ずる。

2 災害情報の収集・伝達

(1) 気象情報

ア 気象注意報・警報等

銚子地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合には「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがある場合には「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を発表し、関係機関に通知する。

① 対象地域

銚子地方気象台は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から個別の市町村を発表区域として気象注意報・警報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細分区域として千葉県を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として北西部を3地域、北東部を2地域、南部を2地域で細分され、市は、北西部の印旛に位置する。

② 注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報の種類と発表基準に定めるところによる。

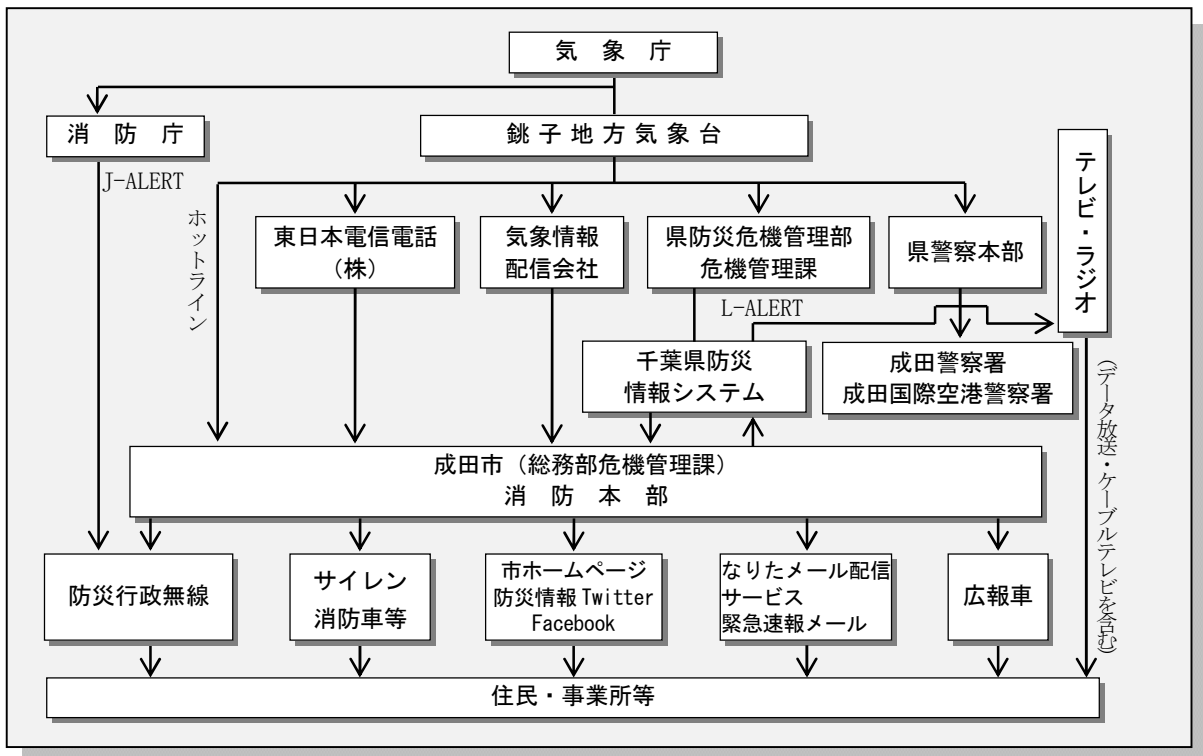
■気象注意報、警報等の根拠法

種類	根拠とする法律条文
予報、注意報、警報、特別警報	気象業務法第13条、第13条の2、同施行令第4条
水防活動用警報等	気象業務法第14条の2

③ 注意報・警報等の伝達系統

銚子地方気象台が発表する注意報・警報等が伝達される系統図を以下に示す。

■注意報・警報の主な伝達系統



④ 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用

銚子地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県危機管理課の責任者等へ連絡する。

なお、緊急性が高い場合は、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、市は、避難勧告等発令の判断の際、銚子地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■ホットラインの運用タイミング

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ・特別警報を解除した場合

注) 但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある

⑤ 気象情報伝達のあり方

気象庁は、気象情報の伝達の仕方について継続的に改善を進めている。平成29年からは、以下2点による伝達方法を開始している。市は、これら動向を踏まえ、各対策の実行に努める。

■気象情報の伝達の改善

- 危険度を色分けし時系列の表形式による伝達。
- 「明日まで」及び「明後日以降」の警報級になる可能性を「高」や「中」で伝達。

イ 民間気象情報の活用

市は、事業所と連携して、市域の気象特性に関する解析に努める。市は、風水害時の配備等の対策を実施するうえでの状況把握資料としてこれらの情報の活用を図る。

ウ 異常現象発見時の通報

災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市へ伝達する。また、発見者から通報を受けた警察等も同様に直ちに市へ通報する。

■異常現象の項目

- 気象：突風、竜巻、強い降雹、激しい雷、記録的短時間大雨（ゲリラ豪雨）等
- 水象：河川の異常な水位上昇、異常な湧水、洪水等
- 地象：地割れ（亀裂）、崖崩れ等

(2) 水防情報

ア 洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

① 洪水予報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は以下のとおりである。なお各レベルでの基準に達したときに速やかに発表することとなっている。

■洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の標題(洪水予報の種類)	水位変化	基準
レベル1	—	水防団待機水位	—
レベル2	氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位から避難判断水位	○洪水のおそれがあるときに出される注意報(予報地点のいずれかの1地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)を超える洪水となることが予想されるとき発表)
レベル3	氾濫警戒情報(洪水警報)	避難判断水位から氾濫危険水位	○洪水があり重大な災害の発生するおそれがあるときに出される警報(予報地点の水位が原則としてすでに、氾濫注意水位(警戒水位)を超え、氾濫危険水位(危険水位)程度又はそれを越えるか重大な災害が起こるおそれがあるとき発表)
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位	○氾濫危険情報(洪水警報)は、予報区域のいずれ

	(洪水警報)	から氾濫発生	かの基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき速やかに発表する。
レベル5	氾濫発生情報（洪水警報）	(氾濫発生)	○氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生した後速やかに発表し、氾濫水の子報を発表する。

② 対象河川

発表する情報の種類、発表基準は以下のとおりである。

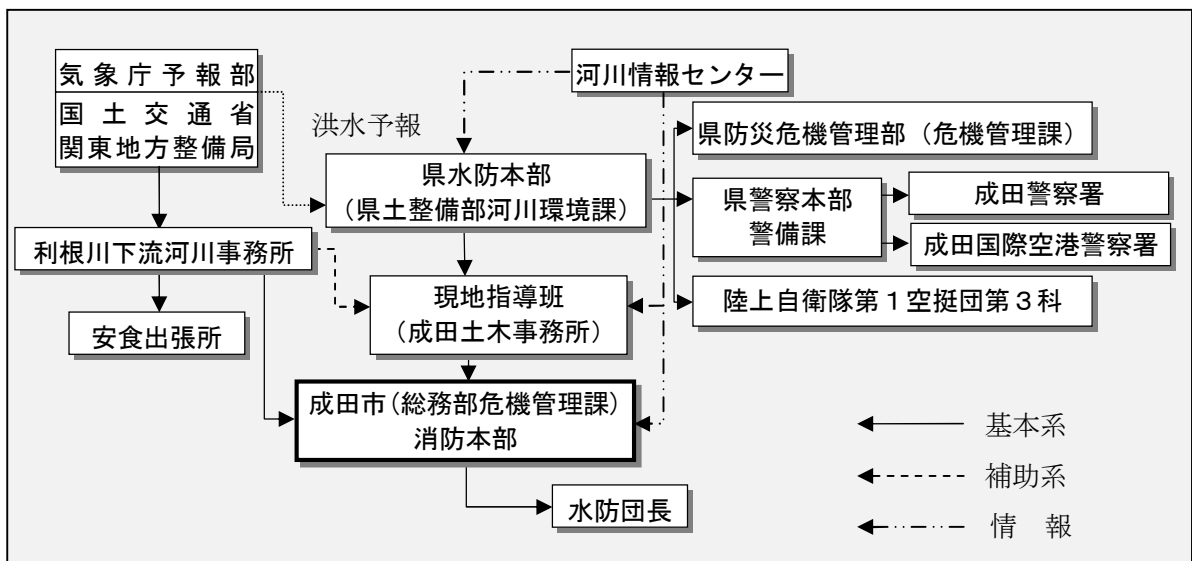
■対象河川

河川名	実施区域		担当官署
利根川 下流	左岸 右岸	茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 地先～海まで 千葉県印旛郡栄町西 650 番地 6 地先～海まで	国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部

■対象河川の基準水位

下線名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
利根川	横利根 茨城県稲敷市 西代	2.10	2.85	4.30	4.40

③ 伝達系統



イ 水位周知情報

知事は、水防法第13条の2の規定により、洪水予報を行わない河川で、住民が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「避難判断水位（洪水特別警戒水位）」に達したとき、その旨を関係機関に通報する。

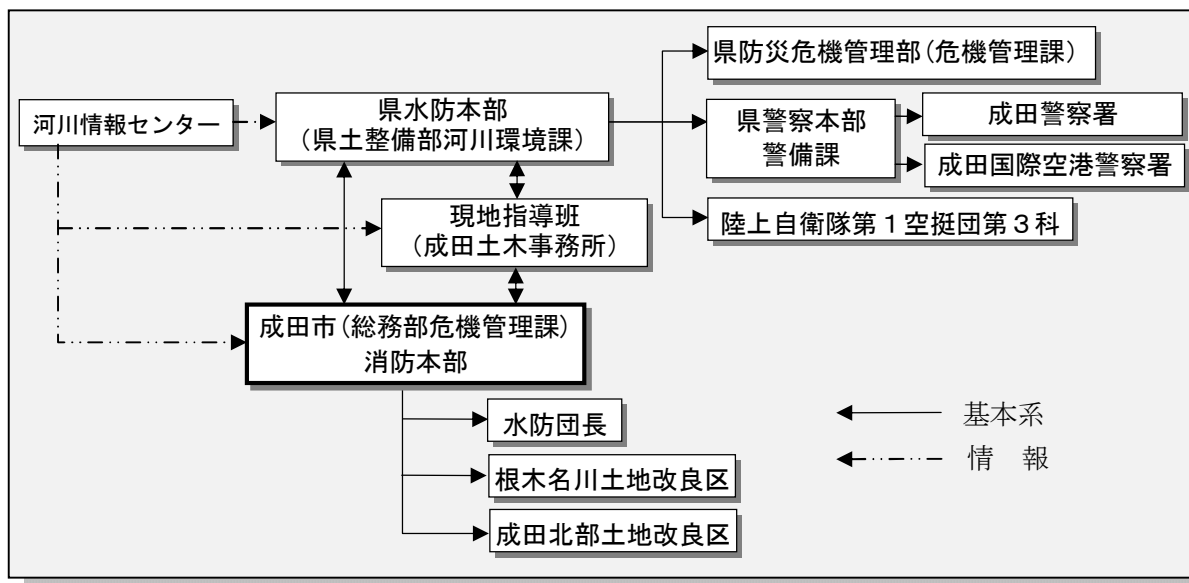
① 対象河川

■対象河川

河川名	観測所名	所在地	水防団待機（通報）水位(m)	氾濫注意（警戒）水位(m)	避難判断（特別警戒）水位(m)	氾濫危険（計画高）水位(m)
根木名川	新妻	成田市押畑 208-8	3.60	4.00	6.10	6.10

出典) 平成29年度千葉県水防計画

② 伝達系統



ウ 河川管理者と市とのホットラインの運用

「ア」、「イ」で示されているとおり、洪水予報指定河川、水位周知河川で、洪水のおそれがあると認められるときや警戒すべき水位に達したときに市へ水位等を通知する仕組みが運用されている。

なお、災害対策基本法第61条の2、水防法第30条、水防法第31条、水防法第48条の規定に基づき、緊急性が高い場合は、河川管理者は、河川状況、水位変化や今後の見通し等を直接伝えることが可能となっている。また、市が、避難勧告等発令の判断及び災害対策の検討等を行う際に、河川管理者に対して河川状況、水位変化や今後の見通し等について助言を求めることができる。

エ 洪水予報指定河川、水位周知河川を除くその他河川に関する水害情報

洪水予報指定河川、水位周知河川を除くその他河川については、水害リスクの分析、監視体制の整備状況を踏まえ、河川管理者と市で、水害情報に関する情報連絡体制を整備する。

オ 水防警報

水防法第16条の規定により、洪水等の災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を通知して行う発表で、国土交通大臣あるいは千葉県知事が指定した河川について実施する。

① 水防警報の種類、発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、以下のとおりである。

■水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ○ 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。

種類	内容	発表基準
	等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	○ 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき ○ 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

② 対象河川

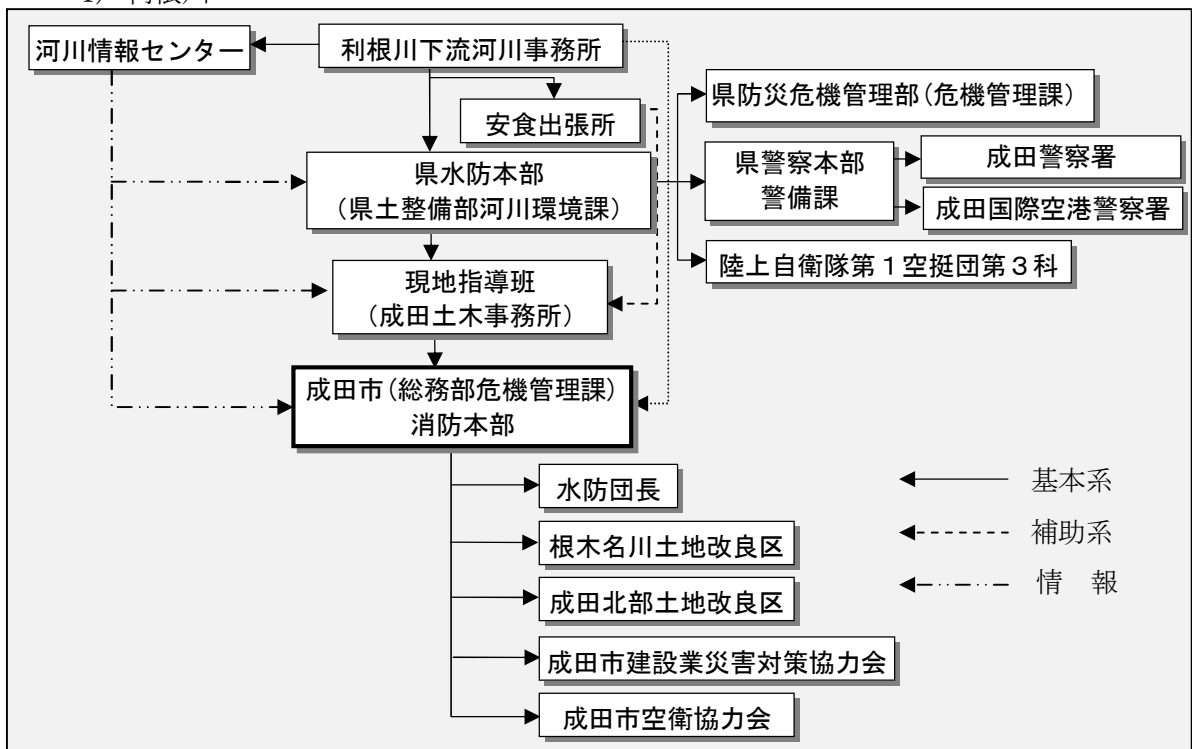
国土交通省及び県が水防警報を発表する市関連の河川及びその区域は、以下のとおりである。

■河川名、観測所及び水位等

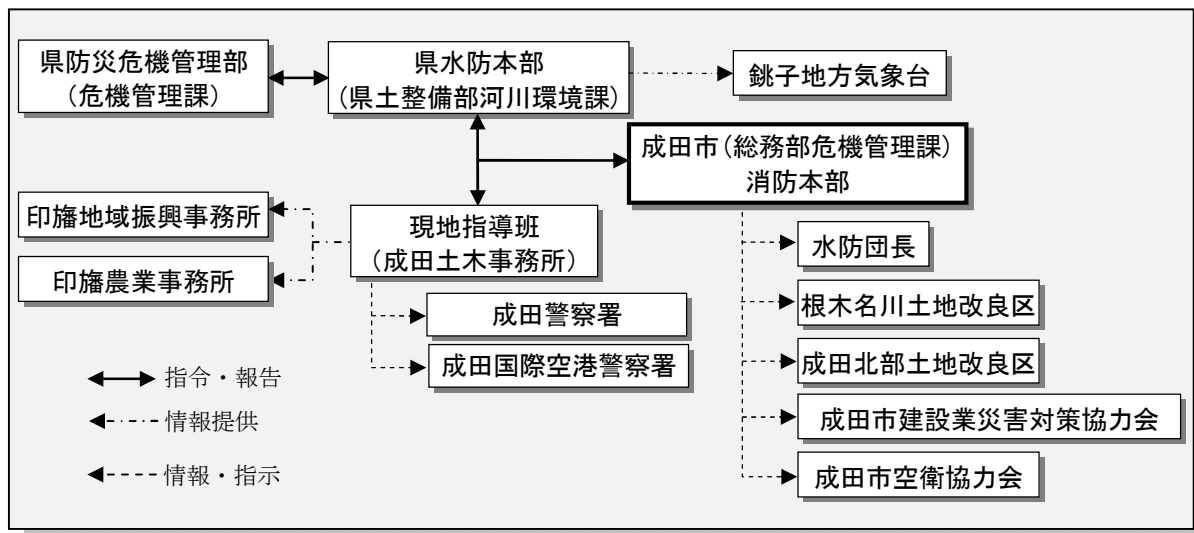
河川名	基準水位観測所		水 位 (m)			水防警戒区域	発令者
	名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位		
利根川	須賀	印旛郡栄町和田	2.75	4.95	-	(右岸) 自 印旛郡栄町西 至 成田市小浮	国土交通大臣
根木名川	新妻	成田市押畑	3.60	4.00	6.10		千葉県知事

③ 伝達系統

1) 利根川



2) 根木名川



(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長が避難勧告等発令の判断の際や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊箇所を対象とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

県内の市町村ごとに発表する。

エ 発表基準

① 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、あらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。

② 情報の解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できる。

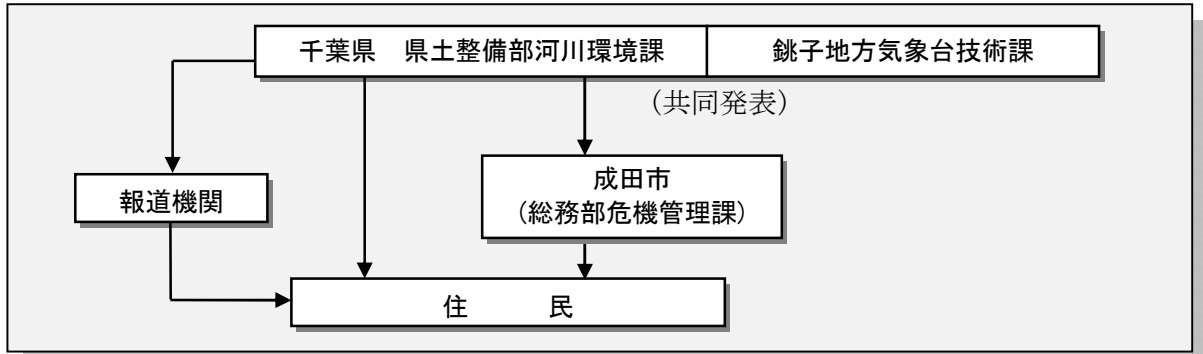
③ 暫定基準

地震等で地盤が脆弱になった場合等、現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、運用する。

オ 伝達系統

県内の市町村ごとに発表する。

■土砂災害警戒情報の伝達系統



(4) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を知事に通報するものである。火災気象通報の基準は、以下のとおりである。

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。
 - 平均風速15 m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

※基準値は気象官署の値

3 情報のとりまとめ、報告

「災害応急対策編 第1章 第3節 4情報のとりまとめ、報告」に準ずる。

4 広報活動

「災害応急対策編 第1章 第3節 5広報活動」に準ずる。

5 報道機関への対応

「災害応急対策編 第1章 第3節 6報道機関への対応」に準ずる。

6 住民相談

「災害応急対策編 第1章 第3節 7住民相談」に準ずる。

第4節 救急救助・消防・水防活動

項目	担当
1 救急救助活動	対策本部事務局、土木部、都市部、消防本部、消防団、自衛隊、自主防災組織、事業所
2 消防活動	消防本部、消防団、自主防災組織、事業所
3 水防活動	対策本部事務局、土木部、消防本部、消防団

■対策の基本方針

- 消防本部及び消防団（水防団）は、災害現場に出動し、救急救助活動等を実施する。
- 大雨等に伴う河川の増水や氾濫等の危険に対し、迅速な水防活動の実施に努める。
- 水防活動に当たっては、消防本部や消防団（水防団）、関係機関等と協力して実施するとともに、水防活動従事者の安全確保を最優先とする。

1 救急救助活動

大規模な水害が発生した場合、家屋の流失等により、人的な被害が予想される。そのため消防機関は、救急救助を迅速に実施し、水害から住民の生命と安全を守る。また、広域の浸水なども考慮し、ヘリコプターの整備に努める。

救急救助活動の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第4節 1 救急救助活動」に準ずる。

2 消防活動

強風時に火災が発生する場合、大規模火災になるおそれがある。消防機関は自主防災組織等と連携し、初期消火活動の強化、延焼拡大等の対応措置に努める。

消防活動の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第4節 2 消防活動」に準ずる。

3 水防活動

消防団（水防団）は、洪水、内水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した体制を取り、警戒・防ぎよを行う。

（1）水防配備体制

市長は、洪水等による水害が発生するおそれのある場合、市役所内に水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入り、水防活動に従事する。その他、水防配備体制の詳細は、市水防計画に基づく。

（2）主な活動

ア 活動項目

水防本部が設置されたときには、以下の活動を実施する。

■水防活動の項目

<input type="radio"/> 気象情報の収集、連絡	<input type="radio"/> 水防資器材の補給
<input type="radio"/> 雨量の観測・通報	<input type="radio"/> 水防作業及び応援
<input type="radio"/> 水位の観測・通報	<input type="radio"/> 水門の操作
<input type="radio"/> 工事中箇所警戒・指示	<input type="radio"/> 住民の避難誘導
<input type="radio"/> 危険状況の現場調査、監視・警戒	<input type="radio"/> 被害状況の報告

イ 水防資器材の補給

消防団長（水防団長）は、水防作業上、資器材その他の用品を必要とするときには、その品目及び数量又は概数を明示し、水防管理者（市長）に請求することができる。

(3) 情報の収集

水防本部は、銚子地方气象台、利根川下流河川事務所等から災害情報を収集する。

(4) パトロールの実施

重要水防箇所、主要な河川等の監視や状況把握に努める。

(5) 警戒区域の設定

水防本部長（市長）は、水防法第 21 条の規定に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、又は禁止し、若しくは当該区域からの退去を命ずることとする。

(6) 決壊、氾濫時の処理

ア 通報

堤防の破堤・決壊又は河川が氾濫するおそれのある場合は、水防本部は、直ちに以下の関係機関に通報する。

■決壊、氾濫時の通報先

<input type="radio"/> 成田土木事務所	<input type="radio"/> 千葉県印旛地域振興事務所
<input type="radio"/> 成田警察署	<input type="radio"/> 隣接水防管理者

イ 周知

堤防の破堤・決壊又は河川が氾濫するおそれのある場合は、水防本部は、直ちに住民へ周知する。

水防管理者（市長）は、洪水及び氾濫等によって危険が切迫しているとき、又は知事から指示があった場合、その区域の居住者に、自治会、自主防災組織等を通じ、立ち退き又はその準備を指示する。

避難誘導責任者は水防団員とし、避難先は指定避難所又は指定緊急避難場所とする。

(7) 被害情報の記録、浸水図の作成

水防活動について記録・写真撮影・整理に努める。

道路の浸水状況や床上床下浸水等の情報を基に浸水図の作成に努める。

(8) 協力応援

水害発生時、又はそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体等と相互に応援し、若し

くは水防資器材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。

(9) 各種報告

ア 消防団（水防団）から水防本部への報告

消防団長（水防団長）は、水防活動終了後、速やかに水防活動実施報告書を水防管理者（市長）に提出する。

イ 県への報告

① 緊急報告

水防本部長（市長）は、以下の場合には速やかに知事に報告する。

■緊急報告のタイミング

- | | |
|------------------------|---------------|
| ○水防本部を設置したとき | ○消防団等を出動させたとき |
| ○他の水防管理者（市長）に応援を要請したとき | ○破堤、氾濫したとき |
| ○その他必要と認める事態が生じたとき | |

② てん末報告

水防本部長（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

水防管理者（市長）は、水防活動終了後、水防活動実施報告書を成田土木事務所長経由で知事に提出する。

(10) 安全配慮

水防管理者（市長）は、洪水時において、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第5節 土砂災害対策

項目	担当
1 警戒・避難体制	土木部、県、消防本部、消防団、対策本部事務局
2 各種応急活動	土木部、県、消防本部、消防団、対策本部事務局

■対策の基本方針

- 気象情報等を迅速的確に住民等へ伝達し、避難活動の支援に努める。
- 迅速な応急措置に努める。

1 警戒・避難体制

市は、各種情報に基づき住民への避難に関わる迅速な注意喚起を実施する。

国土交通省、県等は、必要に応じて、土砂災害の被害拡大を防ぐことを目的とした土砂災害危険箇所の緊急点検を実施する。

(1) 市の警戒活動

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な避難勧告を発令する。

ア 警戒活動準備

大雨注意報等が発表され、今後の強い降雨が予想される場合に、警戒活動の準備に努める。

イ 警戒活動

大雨警報等が発表され、強い降雨が観測された場合に、災害情報の収集、パトロール活動、雨量の監視等の警戒活動に努める。

■現地パトロール調査項目

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 地表及び湧水の状況 | <input type="checkbox"/> 竹木等の傾斜の状況 |
| <input type="checkbox"/> 亀裂の有無 | <input type="checkbox"/> 建築物等の損壊等の状況 |
| <input type="checkbox"/> 住民及び滞在者の数 | <input type="checkbox"/> その他災害に関する状況 |

ウ 警戒活動の強化

大雨警報等の強い降雨が観測され、土砂災害の危険性が高いと認められる場合に、現地災害対策本部設置、土砂災害警戒判定メッシュ情報の監視、パトロール活動、自主避難の広報、避難準備・高齢者等避難開始の発令、指定緊急避難場所の開設等に努める。

エ 避難活動

土砂災害警戒情報が発表された場合に、災害対策本部設置、避難勧告等の発令、指定避難所の開設、避難の広報等に努める。

オ 安全確保

市は、警戒活動等において市職員を含めた活動実施者の安全確保に留意して活動を実施する。

(2) 関係機関等による緊急点検

国土交通省、県等は、国土交通省「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領」（平成19年）等に基づき、必要に応じて、土砂災害危険箇所の緊急点検に努める。

市は、緊急点検活動等の協力支援に努める。

(3) 土砂災害対策防止法に基づく緊急調査

国土交通省又は県は、大規模土砂災害が発生する危険性が予想されるとき、土砂災害対策防止法第28条、第29条の規定に基づき、大規模土砂災害に関する緊急調査に努める。

市は、情報を共有し、警戒活動、避難活動に努める。

2 各種応急活動

土砂災害が発生した場合は、関係機関と協力して、各種応急対策を実施する。

(1) 救急救助・消防

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救出等を実施する。

「災害応急対策編 第1章 第4節 救急救助・消防・水防活動」に準ずる。

(2) 生活救援

市は、被害の規模に応じて、飲料水・食料の供給等を実施する。

「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」に準ずる。

(3) がれき処理

市は、土砂災害により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」に準ずる。

(4) 避難所の開設・運営

市は、土砂災害の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「災害応急対策編 第1章 第7節 避難対策」に準ずる。

(5) 住宅対策

市は、土砂災害の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を行う。

「災害応急対策編 第1章 第16節 住宅対策」に準ずる。

(6) 道路の応急復旧

市は、土砂災害により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

「災害応急対策編 第1章 第6節 交通の確保・緊急輸送」に準ずる。

第6節 竜巻等の突風対策

項目	担当
1 情報伝達	市各部、銚子地方気象台
2 各種応急活動	消防本部、土木部、避難所担当職員、都市部、他関係各部、他関係機関

■対策の基本方針

- 竜巻突風に関する情報を的確に迅速に発信することに努める。
- 各種応急対策を迅速に実施する。

1 情報伝達

市は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。また、住民が対処行動をとりやすいよう、可能な範囲で、市町村単位の情報の付加等を行う。

2 各種応急活動

(1) 救急救助・消防

市は、被害の規模に応じて迅速な被災者の救出等を実施する。

詳細については、「災害応急対策編 第1章 第4節 救急救助・消防・水防活動」に準ずる。

(2) 生活救援

市は、被害の規模に応じて、飲料水・食料の供給等を実施する。

「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」に準ずる。

(3) がれき処理

市は、突風災害により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」に準ずる。

(4) 避難所の開設・運営

市は、突風災害の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「災害応急対策編 第1章 第7節 避難対策」に準ずる。

(5) 住宅対策

市は、突風災害の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を行う。

「災害応急対策編 第1章 第16節 住宅対策」に準ずる。

(6) 道路の応急復旧

市は、突風災害により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

「災害応急対策編 第1章 第6節 交通の確保・緊急輸送」に準ずる。

第7節 雪害対策

項目	担当
1 大雪情報の収集・周知	対策本部事務局
2 雪害対策	土木部、経済部、シティプロモーション部

■対策の基本方針

- 大雪が予想される場合は、気象情報の収集と伝達により住民への注意を喚起する。
- 道路の除雪・凍結防止対策を実施し、交通の確保に努める。

1 大雪情報の収集・周知

(1) 大雪情報の収集

対策本部事務局は、大雪注意報、大雪警報等の情報を収集する。
また、道路の積雪等の情報を道路管理者、各公共施設等から把握する。

(2) 大雪情報の周知

対策本部事務局は、降雪の状況により生活や交通に多大な影響が予想される場合は、防災行政無線（固定系）、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット（市ホームページ、防災情報 Twitter、Facebook）等により大雪への注意を喚起する。

2 雪害対策

(1) 道路対策

土木部は、所管する道路に障害が発生する場合は、防滑砂や路面凍結防止剤等の散布、除雪等を実施する。

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保する必要があるとき、道路管理者は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

また、警察、その他の道路管理者等と、必要に応じて道路交通についての情報収集及び連携を図る。

(2) 農作物等対策

経済部は、農業団体等と連携し農作物や農業用施設への雪害対応について、適切な措置を検討し、指導する。

(3) 帰宅困難者対策

市の災害対応に支障をきたす場合は、「災害応急対策編 第1章 第19節 帰宅困難者等対策」に準じて、帰宅困難者対策を実施する。

第8節 災害警備・防犯対策

「災害応急対策編 第1章 第5節 災害警備・防犯対策」に準ずる。

第9節 交通の確保・緊急輸送

浸水被害等により、道路等が混乱する中で、被災者の救出、避難誘導、緊急輸送道路の確保等を実施するため、交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通の確保・緊急輸送の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第6節 交通の確保・緊急輸送」に準ずる。

第10節 避難対策

項目	担当
1 避難勧告等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織
2 自主避難所	対策本部事務局、施設管理者
3 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織
4 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者
5 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者
6 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県

■対策の基本方針

- 避難者の避難誘導及び支援は、自治会、自主防災組織等が地域にて行うことを原則とする。
- 「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、市は避難勧告等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所担当職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。
- 避難所担当職員に女性職員を含めた配備を考慮し、避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れるなどの対策を実施する。

1 避難勧告等

危険地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に指定避難所等に収容し、保護する。

(1) 避難勧告等

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な避難勧告等を発令する。

■避難勧告等の種類

種類	内容	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	住民の避難準備及び避難に時間を要する避難行動要支援者の避難行動の開始を促すために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は立退き避難する。 ○ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ○ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	危険地域の住民に対して避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ○ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の

	難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。	安全な場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(屋内のより安全な場所への移動)を行う。
避難指示 (緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。(避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ○ 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。

ア 避難勧告等発令の判断基準

避難勧告等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときに行う。

市は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等について発令基準を整備した。市の発令基準は「洪水に関わる避難勧告等の発令基準」や「土砂災害に関わる避難勧告等の発令基準」のとおりである。

避難勧告等は、これらの基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。避難勧告等発令の判断に当たっては、銚子地方気象台に対し、現在の気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

イ 避難勧告等の発令対象区域・タイミング

市は、避難勧告等の発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するように努める。

市は、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯(夕刻等)における避難情報の提供に努める。

ウ 実施者

避難命令を発する権限のある者は、それぞれの法律により、以下のように定められているが、災害対策の一次的な実施者である本部長を中心として、相互に連絡をとり実施する。

■ 避難勧告等の発令権者及び要件

発令者	避難勧告等を行う要件	根拠法例
市長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。 	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 ○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条

災害応急対策編 第2章 風水害等対策計画
第10節 避難対策

■洪水に関わる避難勧告等発令の判断基準

種類	洪水予報指定河川（利根川）に関する基準	水位周知河川（根木名川）に関する基準	その他河川等に関する基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である4.30mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合。</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合。（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位である4.00mに到達し、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択。</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合。</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合。</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。</p> <p>2：軽微な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択する。</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>
避難勧告	<p>1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.40mに到達したと発表された場合。</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、利根川の横利根水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案して、基準とするか判断する。</p>	<p>1：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.10mに到達した場合。</p> <p>2：根木名川の新妻水位観測所の水位が氾濫注意水位（6.10m）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合。</p> <p>② 根木名川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数を選択する。</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	<p>1：水位を観測している河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておきその水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合。</p> <p>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合。</p> <p>② 河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合。</p> <p>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合。</p> <p>2：異常な漏水・侵食等が発見された場合。</p> <p>3：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、一つ又は複数を選択する。</p> <p>※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>
避難指示（緊急）	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合。</p> <p>2：利根川の横利根水位観測所の水位が、氾濫危険水位である4.40mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）。</p>	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合。</p> <p>2：根木名川の新妻水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）。</p>	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合。</p> <p>2：水位を観測している地点の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）。</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）。</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>

■土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準

・台風に伴う気象警報発表による場合

分類	気象警報等による基準	積算雨量等による基準		
		市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm以上の場合
避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超え、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が50mmを超えたとき	当日の雨量が80mmを超えたとき	当日の雨量が100mmを超えたとき
避難勧告	土砂災害警戒情報が発令されたとき	当日の雨量が50mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき
避難指示（緊急）	土砂災害が発生した場合			
解除条件	土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。			

※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形）

原則、避難勧告等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。

※台風の定義・・・熱帯の海上で発生する低気圧「熱帯低気圧」が、北西太平洋又は南シナ海に存在し、かつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）がおおよそ17m/s（34ノット、風力8）以上のものを「台風」と呼ぶ。台風の特徴等は気象庁ホームページに準ずる。

・気象警報発表に伴う場合

分類	気象警報等による基準	積算雨量等による基準		
		市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm以上の場合
避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害警戒情報が発令され、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が50mmを超え、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が80mmを超え、今後一定量の継続した雨が予想されるとき	当日の雨量が100mmを超え、今後一定量の継続した雨が予想されるとき
避難勧告	—	当日の雨量が50mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が80mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき	当日の雨量が100mmを超え、今後30mm以上の強い雨が予想されるとき
避難指示（緊急）	土砂災害が発生した場合			
解除条件	土砂災害警戒情報が解除され、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。			

※成田市内観測地点（成田土木事務所、新妻、大栄、久住、北羽鳥、吾妻、成田、船形）

原則、避難勧告等は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定・告示された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対し発令する。

・土砂災害危険箇所の巡視情報等に基づく場合

発生	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
崖崩れ	<input type="checkbox"/> 湧水量の増加 <input type="checkbox"/> 表面流発生	<input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 新たな湧水発生 <input type="checkbox"/> 湧水の濁り	<input type="checkbox"/> 視覚湧水の停止 <input type="checkbox"/> 湧水の噴き出し <input type="checkbox"/> 亀裂の発生 <input type="checkbox"/> 斜面のはらみだし <input type="checkbox"/> 小石がぼろぼろ落下 <input type="checkbox"/> 地鳴り
程度	<input type="checkbox"/> 切迫性がやや小	<input type="checkbox"/> 切迫性が大	<input type="checkbox"/> 切迫性が極めて大

エ 避難勧告等の内容

避難勧告等を発令する場合には、以下の内容を明示する。

■避難勧告等の例示

<input type="checkbox"/> 避難を要する事由	<input type="checkbox"/> 避難行動における注意事項
<input type="checkbox"/> 避難対象区域	<input type="checkbox"/> 危険箇所

オ 住民への伝達

避難勧告等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。

なお、周知に当たり、警察、自治会、自主防災組織等に協力を要請する。避難の措置を行った場合は、その内容について、県、警察、自衛隊等と相互に情報共有する。

■住民への伝達方法と内容

伝達方法	伝達内容（例示）
<input type="checkbox"/> 防災行政無線・広報車による広報 <input type="checkbox"/> 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知 <input type="checkbox"/> 報道機関の協力による周知 <input type="checkbox"/> メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報 <input type="checkbox"/> インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報	<input type="checkbox"/> 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、気象警報の発令等） <input type="checkbox"/> 避難対象地域（所在地、施設名等） <input type="checkbox"/> 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等） <input type="checkbox"/> 危険箇所

カ 要配慮者関連施設への伝達

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設については、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、該当施設の施設管理者に避難勧告等を伝達する。

キ 解除

災害による危険がなくなると判断されるときには、避難勧告等を解除する。その場合、本部長は、知事に報告する。

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、次により警戒区域を設定する。

■警戒区域の設定

- 本部長等は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、又は禁止し、若しくは当該区域から退去を命ずることができる。
- 警察は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。
- 災害の派遣を命じられた自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察がその場にいないとき、この職権を行うことができる。
- 警戒区域の設定に伴う措置は、本部が、警察等の協力を得て実施する。

なお、災害の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、以下のようなものが想定される。

■警戒区域の設定が必要とされる可能性がある区域

- 洪水浸水想定区域
- 内水浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域等
- その他住民の生命を守るために必要と認められる区域

2 自主避難所

本計画で定める指定避難所とは異なり、洪水等が発生する、又は発生するおそれがある場合、住民の問い合わせを考慮したうえ、事前の避難を希望する住民を対象に自主避難所を開設する。また、指定避難所のみでは収容できない場合も自主避難所を開設する。

なお、避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。

3 避難誘導

風水害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。そのため、市は、災害発生のおそれのある時期を見越して、消防本部、自治会、自主防災組織等に避難誘導を要請する。避難誘導の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第7節 3 避難誘導」に準ずる。

4 避難所の開設

「災害応急対策編 第2章 第1節 2 (2) 職員の動員」に準じて避難所の開設を行う。避難所開設の手順は「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。

5 避難所の運営

「災害応急対策編 第1章 第7節 5 避難所の運営」に準ずる。

6 広域一時滞在

大規模な氾濫により、市が広い範囲で浸水し、市内の指定避難所等では避難者の収容が困難になるおそれがある。そのため、近隣市町村や県外市町村等と連携し、広域的な指定避難所の活用、移動経路の検討等の検討に努める。

広域一時滞在の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第7節 7 広域一時滞在」に準ずる。

第11節 応急医療・救護活動

浸水被害が発生した場合、医療機関が混乱し、医療活動が停滞及び停止してしまうおそれがあるため、関係機関と連携し、医療救護活動を迅速かつ的確に実施する必要がある。

応急医療・救護活動の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第8節 応急医療・救護活動」に準ずる。

第12節 防疫・清掃・廃棄物処理

浸水被害等により衛生条件が悪化し感染症等の蔓延し、また避難生活で、被災者の健康状態が悪化するおそれがある。そのため、感染症の防止措置や被災者への防疫及び保健衛生活動に努める。

浸水被害等により大量の災害廃棄物が排出し、また廃棄物処理施設の被災による一般廃棄物処理が困難になるおそれがある。そのため、清掃や障害物除去等を迅速に行い、被災地の環境保全に努める。

防疫・清掃・廃棄物処理の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」に準ずる。

第13節 行方不明者の搜索・遺体の処置・埋火葬

「災害応急対策編 第1章 第10節 行方不明者の搜索・遺体の処置・埋火葬」に準ずる。

第14節 生活救援

風水害に伴い飲料水の供給の途絶や飲料水の汚染が予想される。そのため、水道施設の応急復旧等の実施に努める。

風水害のために食料や生活必需物資の確保に支障を生じた者に対する支援に努める。

生活救援の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第11節 生活救援」に準ずる。

第15節 二次災害の防止

「災害応急対策編 第1章 第12節 二次災害の防止」に準ずる。

第16節 災害派遣・応援要請

風水害の場合、一定の予測が可能であることから、市は、防災関係機関と早期の情報連絡、応援要請等の実施に努める。災害派遣・応援要請の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第13節 災害派遣・応援要請」に準ずる。

第17節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当
1 上水道施設	水道部、他水道事業者
2 下水道施設	土木部
3 電力施設	東京電力パワーグリッド（株）
4 ガス施設	東京ガス（株）、（一社）千葉県LPガス協会
5 通信・放送施設	各通信事業者、日本郵便（株）
6 道路・橋梁	土木部、各道路管理者
7 鉄道施設	東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
8 空港施設	成田空港事務所、成田国際空港（株）
9 その他の公共施設	市各部

■対策の基本方針

- 災害の規模、被害状況に応じて全国からの応援を要請し、早期復旧を目指す。

1 上水道施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 1 上水道施設」に準ずる。

2 下水道施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 2 下水道施設」に準ずる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害発生時における応急復旧活動を迅速かつ的確に行い、被害の軽減に努め、社会秩序の維持に努める。

（1）電力施設の応急対策

ア 災害時の活動体制の確立

東京電力パワーグリッド（株）は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置し、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制をとる。

なお、夜間休日等の緊急参集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、参集方法、出動方法等を検討し、適切な要員構成を行っておく。

イ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては、職制を通じ、発令以降は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期する。

ウ 災害発生時の対策

① 各設備の運転保守

被害発生時においても、需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれが

ある場合、又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急時でやむを得ない場合は、この限りではない。

② 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。また、利用者に対しては、復旧の見通し等について周知を図る。

(2) 電力施設の復旧対策

復旧計画の項目は、以下のとおりである。

■ 電力施設の復旧対策

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 復旧応援隊の必要の有無 | <input type="radio"/> 復旧作業の日程 |
| <input type="radio"/> 復旧作業隊の配置 | <input type="radio"/> 仮復旧の完了見込み |
| <input type="radio"/> 復旧資機材の調達 | <input type="radio"/> 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配 |
| <input type="radio"/> 電力システムの復旧方法の検討 | <input type="radio"/> その他必要対策 |

4 ガス施設

東京ガス（株）は、災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認のうえ、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

(1) 動員、配備体制

東京ガス（株）は、災害の発生が予想され、又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(2) 情報収集、連絡体制

ア 風水害等の警報発令は、日本気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

イ 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

ウ 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(3) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

5 通信・放送施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 5 通信・放送施設」に準ずる。

6 道路・橋梁

「災害応急対策編 第1章 第14節 6道路・橋梁」に準ずる。

7 鉄道施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 7鉄道施設」に準ずる。

8 空港施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 8空港施設」に準ずる。

9 その他の公共施設

「災害応急対策編 第1章 第14節 9その他の公共施設」に準ずる。

第18節 保育・文教対策

「災害応急対策編 第1章 第15節 保育・文教対策」に準ずる。

第19節 住宅対策

風水害の規模によっては、住宅の流出、流出等が予想される。そのため、自らの資力で住宅の再建、あるいは応急修理ができない被災者へ、応急仮設住宅の設置等の支援を実施する。

住宅対策の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第16節 住宅対策」に準ずる。

第20節 ボランティアへの対応

「災害応急対策編 第1章 第17節 ボランティアへの対応」に準ずる。

第21節 要配慮者への対応

風水害の場合、台風等の災害要因の発生等、早い段階から気象情報や水防情報を収集し、災害が発生するまでに避難行動要支援者が避難を終えることができるように、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行う。要配慮者への対応の詳細については、「災害応急対策編 第1章 第18節 要配慮者への対応」に準ずる。

第2.2節 帰宅困難者等対策

項目	担当
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）、シティプロモーション部
2 大規模集客施設、駅等における対応	各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	対策本部事務局、シティプロモーション部、各施設管理者、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	シティプロモーション部、県、東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、芝山鉄道（株）
5 徒歩帰宅支援等	シティプロモーション部、県、対策本部事務局、市民生活部、都市部、県

■対策の基本方針

- 風水害の場合、一定の予測が可能であるため、学校、事業所等への早期帰宅の呼びかけ等、帰宅困難者をできるだけ発生させない対策をとる。
- 県が策定した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成29年3月）」、国が策定した「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月）」等に準じて、帰宅困難者に対する支援を行う。
- できる限り帰宅行動を取るよう支援するものとするが、状況に応じて一時滞在施設を開設し、帰宅困難者の受入れ及び備蓄品の配布等の対応を行う。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合、一定の予測が可能であるため、鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅困難者や駅前滞留者等の発生が予想される場合に、シティプロモーション部等防災関係機関と連携して、あらかじめ、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応

「災害応急対策編 第1章 第19節 2大規模集客施設、駅等における対応」に準ずる。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供

「災害応急対策編 第1章 第19節 3帰宅困難者等の把握と情報提供」に準ずる。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

風水害の場合、一定の予測が可能であるため、使用できる交通機関の情報を提供するなど、できる限り帰宅行動を取るよう支援するものとするが、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、「災害応急対策編 第1章 第19節 4（1）一時滞在施設の開設」に準じて、一時滞在施設の開設を行う。

帰宅困難者の受入れについては、「災害応急対策編 第1章 第19節 4（2）帰宅困難者の受入れ」に準ずる。

5 徒歩帰宅支援等

「災害応急対策編 第1章 第19節 5 徒歩帰宅支援等」に準ずる。